

税務

重課対象になる“身近な”仮装・隠ぺい

交際費関連が多数、一従業員の行為でも法人にペナルティ

要約

- ▶ 会社が関知しない一従業員による仮装・隠ぺいでも、それが法人業務に関連して行われれば重課対象に。
- ▶ 1人当たりの飲食費を5,000円以下とするための参加人数水増しは重課に該当する旨、課税当局も明言。
- ▶ 廃材売却収入やリベート収入除外では、使途不明なら損金不算入、使途判明でも仕入税額控除不可。

納税者が課税標準、税額等の計算の基礎となるべき事実を仮装・隠ぺいして納税申告書を提出した場合には、重加算税が課されることになる（国税通則法68条）。「仮装・隠ぺい」という文言からは、悪質性の高さが想起されるところだが、身近なところで仮装・隠ぺいは起こり得る。

たとえば、いわゆる“5,000円基準”の不正適用だ。平成18年度税制改正では、「1人当たり5,000円以下の飲食費」は交際費とせず、全額損金算入を認めるという5,000円基準が設けられた。5,000円基準が設けられて以来、会社によっては、節税の観点から、「社外の人との打ち合わせ等のための会食では、1人あたりのコストを5,000円以下とするよう」従業員に要請しているところもみられる。このため、従業員側においては、節税という観点よりはむしろ会社のルールを破ったことによる社内評価の低

下を気にして、1人当たりの飲食費が5,000円以下に収まるよう、参加人数を水増しして会社に申告するようなケースがあり得る。

この場合、水増し申告は一従業員の行為であり、会社や経理部門は関知しないとはいえ、社外の人との打ち合わせ等のための会食は明らかに「法人の業務」であることから、「仮装・隠ぺい」として法人税の重加算税の対象になる旨、課税当局も明言しているので留意したい。

同様の不正として、工場の廃材の売却収入や営業所等が得たりべト収入を除外し、社内の飲食費、社外の接待交際費等として使うケースが挙げられる。これは「収入（益金）の除外」であり、やはり重加算税の対象になる。またこの場合、収入の使途が明らかにされないケースもあるが、収入の使途が不明であれば損金算入は認められない。仮に使途が判明して法人税上は損金になったとしても、消費税上は、帳簿記載、請求書の保存等がない限り課税仕入れが認められない点にも注意する必要がある。

こうした不正、特に会食への参加人数の水増しレベルの不正は社内調査等で事後的に発見するのは容易ではないだけに、日ごろから従業員のコンプライアンス教育の一つとして位置づけ、従業員の小さな不正が法人の重加算税につながり得る旨を周知しておく必要があろう。